相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市城東区関目一丁目五六番地、最後の住所大阪市城東区中央三丁目三番一二―一一一号　被相続人　亡　中村　倖治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月九日

大阪市北区西天満六丁目七番四号大阪弁護士ビル四一一

相続財産管理人弁護士　坂東　功一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県洲本市五色町上堺一八四〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　船越　孝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月九日

兵庫県洲本市本町六―二―一七兵庫シーランドビル五階

相続財産管理人　弁護士　富本　和路

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県板野郡藍住町徳命無番地、最後の住所神戸市西区月が丘五丁目九番地の一　被相続人　亡　篠原　輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月九日

神戸市中央区江戸町九八番地の一東町・江戸町ビル二階

相続財産管理人　弁護士　岡村　真央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市南区藤田三一六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　姫路　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月九日

事務所岡山市北区富田町一丁目八番八号富田町ヨグゼビル一階

相続財産管理人　弁護士　佐々木正有

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区皆実町四丁目五三〇番地の四、最後の住所埼玉県川口市上青木西三丁目四番七号　被相続人　亡　桐谷周一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月九日

事務所広島市中区八丁堀一二番二二号築地ビル六〇二

相続財産管理人　弁護士　森髙　章修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市西浜田町一番地一、最後の住所福岡県大牟田市大字橘七一二番地一　被相続人　亡　松岡　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月九日

事務所福岡県大牟田市正山町二六番地

相続財産管理人　司法書士　竹本　安伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名郡長洲町大字長洲一一二八番地、最後の住所熊本県玉名郡長洲町大字清源寺一〇六〇番地　被相続人　亡　田川フサヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月九日

事務所熊本県荒尾市本井手一五六一番地一

相続財産管理人　新川　芳宏

型式部材等製造者の認証に関する公示

日本ＥＲＩ株式会社公示第Ｋ17号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成23年２月９日　日本ＥＲＩ株式会社

代表取締役　中澤　芳樹

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成22年12月20日）

エス・バイ・エル株式会社

製00707Aaba0050017、製00707Aaca0050009

製00707Aaca0050010、製00707Aaca0050011

製00707Aaca0050015、製00707Aaca0050017

製00707Aacb0050009、製00707Aacc0050009

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社エスビーシー　神奈川県平塚市宝町五番二一号

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年２月９日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社西邦建設　②三重県知事(1)2953　③代表取締役　西口竜矢　④三重県伊勢市下野町600番地の13　⑤1000万円　⑥三重県知事　⑦三重県伊勢市下野町600番地の13　株式会社西邦建設　代表取締役　西口竜矢

①株式会社日経ビル　②京都府知事(4)9799　③代表取締役　丹信靈　④京都市中京区西ノ京職司町67番地の34　⑤割引国庫債券1000万円　⑥京都府知事　⑦京都市中京区西ノ京職司町67番地の34　株式会社日経ビル　代表取締役　丹信靈

①株式会社ＴＣホーム　②福岡県知事(1)5826　③代表取締役　角田みつ　④福岡県福岡市中央区福浜１丁目15番６号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦東京都世田谷区奥沢１丁目37番９―202号　株式会社ＴＣホーム　代表取締役　角田みつ

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年二月九日

神奈川県平塚市宝町五番二一号

株式会社ＨＳビーシー

代表取締役　加藤　眞人